

寄付のお願い

学校法人めばえ学園の事業活動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。皆様からのご寄付は、適切に管理し、有効かつ大切に使用させていただきます。尚、ご寄付については随時受付しておりますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

寄付金募集（ご寄付の手続き）

1. 募集金額 1口10,000円(個人) ・ 1口100,000円(団体等)
2. 募集期間 通 年
3. お振込み先 京葉銀行 我孫子支店 店番275 普通預金 口座番号：2725143
口座名義：学校法人めばえ学園 理事長 井上亘
4. お申し込み方法 別紙「寄付金申込書」をご記入の上、当法人あてにお送り下さい。
5. 寄付金のお振込は、銀行口座振り込みをお願いしております。お手数ですが、振込手数料のご負担をお願いします。
6. 寄付金のご入金を確認後「受領書」を発行いたします。
7. この寄付金は寄付金控除の対象とならない場合がありますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ 090-4310-9540 (井上)

寄付のお申込みについて

ご寄付をご希望頂ける方は、以下にご記入頂き、当法人宛に郵送又はファックス、メールにてお送りください。送付書は不要ですので、このままお送りください。

送付先 学校法人 めばえ学園

〒270-1154 千葉県我孫子市白山2丁目7-5

FAX 04-7130-9553 E-Mail wagaya@j3.gmob.jp

お問合せ 090-4310-9540 (井上)

学校法人めばえ学園 寄付金申込書

年 月 日

ふりがな お名前	
ご住所	〒
ご所属（お勤め先など）	
携帯番号	
E-Mail アドレス	
FAX 番号	
ご寄付の金額	一口 10,000 円(個人) × □ = 円 一口 100,000 円(団体等) × □ = 円
お振込み予定とお名義	お振込み予定日 年 月 日 振込名義
受領書	要 ・ 不要

学校法人めばえ学園 寄付金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人めばえ学園（以下、「当法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 当法人は、寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金とし、金銭以外の財産権は含まないものとする。また、当法人は、常時、寄付金を募ることができる。

(寄付条件)

第3条 当法人は、次の条件を付した寄付金は受け入ることができない。

- (1) 寄付者に寄付の対価として、何らかの利益又は利宣を供与すること
- (2) 寄付後に寄付者が寄付の全部又は一部を取り消すこと
- (3) 寄付金の使用について、寄付者が会計監査を行うこと
- (4) 寄付金を受け入れることにより、当法人に財政負担を伴わせること
- (5) その他、法人運営上支障があると代表理事が認めた場合

(寄付の手続き)

第4条 寄付金等、当法人に寄付しようとするものは、書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄付金の申し込みを行う。

2 当法人は、前項により寄付金の申し込みを受領したときには、第3条の基準に該当しないことを確認し、寄付金等の受け入れを行う。

3 寄付金等の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知するとともに、振込の依頼に関する書面を送付する。

(受領書等の送付)

第5条 寄付金を受領したときは、受領書を寄付者に送付するものとする。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項があるときは、代表理事が他の理事の承認を得て別に定めるものとする。

(制定及び改廃)

第7条 この規程の制定及び改廃は、他の理事の承認を経て行う。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月10日から適用する。